

日本ベリサイン株式会社 タイムスタンプ局対応 企業用電子証明書発行サービス依拠当事者規約

日本ベリサイン株式会社（以下、「日本ベリサイン」という）の日本ベリサイン株式会社 タイムスタンプ局対応 企業用電子証明書発行サービス（以下、「本サービス」という）において発行されるデジタル証明書（以下「証明書」という）の有効性を検証する前、日本ベリサインが提供する証明書の失効およびその他の情報に関するデータベースもしくは日本ベリサインが発行した証明書失効リスト（以下「CRL」という）にアクセス、または使用する前に、ユーザの皆様は、本規約を必ずお読みください。本規約に同意なされない場合、リポジトリまたは CRL 等の使用を許可されないため、照会の提出および CRL のダウンロード、アクセスまたは使用をすることはできません。

第1条 背景

本規約は、証明書を検索するため、もしくは CRL をダウンロードすることにより証明書中に含まれる公開鍵に対応する秘密鍵で生成されたデジタル署名を検証するために照会を提出する時、またはリポジトリ、日本ベリサインのウェブサイトもしくは CRL が提供する情報・サービスを利用しまたはこれらに依拠する時に効力を生じます。本サービスにおいて効力を有する依拠当事者規約は、次のサイトにて閲覧することができます。

<https://www.verisign.co.jp/repository/tsa/rpa.pdf>

なお、本サービスは、以下の文書の適用範囲外です。

- ・ VeriSign, Inc. の規定する「VeriSign Trust Network Certificate Policies」
- ・ 日本ベリサインの規定する「日本ベリサイン株式会社 認証業務運用規程 (Certification Practice Statement)」

第2条 定義

本規約で使われている用語は特に規定されていない限り、以下の意味を有するものとします。

「証明書」(Certificate) とは、利用者の公開鍵を含むデジタル署名されたメッセージで、日本ベリサインにより認証された情報を含みます。

「証明書申請者」(Certificate Applicant) とは、認証機関に対して証明書の発行を要求する個人または組織を意味します。

「証明書チェーン」(Certificate Chain)とは、利用者証明書および認証機関証明書を含む、一連の証明書のリストを意味し、ルート証明書で終了します。

「認証機関」(Certification Authority)とは、本サービスで証明書を発行、管理、取消しおよび更新する権限を付与された機関を意味します。

「CPS」(Certification Practice Statement)とは、<https://www.verisign.co.jp/repository/tsa/cps.pdf> から入手可能な、「日本ペリサインタイムスタンプ局対応 認証局運用規程 (Certification Practice Statement)」をいい、適宜修正されることがあります。

「確認を実施しない利用者情報」(Nonverified Subscriber Information)とは、証明書申請者から認証機関または登録機関に対し送信された情報で、証明書に含まれるが認証機関または登録機関により確認されていない情報を意味します。当該認証機関および登録機関は、当該情報が証明書申請者から送信されたものであるという事実以外には何らの保証も行いません。

「登録機関」(Registration Authority)とは、認証機関から承認された主体であって、証明書申請に際し証明書申請者を支援し、証明書申請に関し承認または拒絶し、証明書の失効または証明書の更新を行ないます。

「依拠当事者」(Relying Party)とは、本規約に従い CRL 等を利用するユーザで、証明書またはデジタル署名に依拠して行為する個人または組織を意味します。

「リポジトリ」(Repository)とは、CPS、契約書、ホワイトペーパーおよび CRL 等を公開する日本ペリサインのウェブサイトの一部で、依拠当事者、及び、利用者が日本ペリサインの資料のコピーを入手することができます。

「利用者」(Subscriber)とは、証明書の対象で、証明書が発行された者を意味します。

「利用規約」(Subscriber Agreement)とは、認証機関または登録機関により利用される規約で、個人または組織が利用者として行動するための諸条件を規定します。

「電子データ」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録された情報を意味します。

「タイムスタンプ」とは、電子データがある時刻に存在していたことおよびその時刻以降に当該電子データが改ざんされていないことを証明できる機能を有する時刻証明情報を意味します。

「時刻認証業務」とは、電子データに係る情報について行われる措置であるタイムスタンプの付与および当該タイムスタンプの有効性を証明する業務を意味します。

「TSA」(Time Stamping Authority)とは、時刻認証業務を行う組織等を意味します。

第3条 十分な情報

依拠当事者は、証明書に含まれる情報に依拠するかどうかを選択するにあたり、その範囲を確実に決定するための、十分な情報へのアクセスを有していることを確認し、これに同意します。依拠当事者はリポジトリの利用、CRLの利用が本規約ならびにCPSに従うことを確認し、これに同意します。依拠当事者は、証明書中の情報に依拠するかどうかを決定する責任を単独で負うものとします。さらに、依拠当事者は、本規約に定める依拠当事者の義務に従うことを怠った結果についての法的責任を負うことを確認し、これに同意します。

第4条 証明書

本規約に従い依拠の対象となる証明書は、日本ベリサインタイムスタンプ局対応 認証局において発行されます。日本ベリサインは、本規約第2条に示すCPSで定められた証明書の利用範囲および認証基準を満たしている利用者に対して証明書を発行します。

本サービスにより発行される証明書は表1に示した用途に利用する目的で発行されるものであり、日本ベリサインは、この範囲を超えて本サービスにより発行される証明書を利用することを認めません。

表1. 日本ベリサインタイムスタンプ局対応 認証局が発行する証明書

発行する対象者	利用者証明書の使用目的
日本ベリサインの規定する手続きに従って電子証明書の発行を申し込み、本認証局によって電子証明書の発行を受けたTSA	TSAが発行するタイムスタンプへの署名付与

第5条 依拠当事者の義務

依拠当事者は、以下に定める義務を負います。

(i) 与えられた目的のために証明書を使用することが適当であるか否かを独立に評価した上で、証明書が実際に適切な目的に使用されるものであるか否かを決定すること。

(ii) デジタル署名の検証またはその他の暗号に関連する操作に関連して証明書に依拠するための条件として、適切なソフトウェアおよびハードウェアを利用すること。当該操作は、証明書チェーンを特定すること、当該証明書チェーン中の全ての証明書のデジタル署名を検証することを含む。依拠当事者はそれらの検証手続が成功しない限り、証明書に依拠しないことに同意する。

(iii) 証明書チェーン中の全ての証明書と同様に、依拠当事者が依拠することを希望する証明書のステータスを確認すること。もし、証明書チェーン中のいずれかの証明書が失効している場合、依拠当事者は利用者の証明書その他証明書チェーン中の失効した証明書に関し、依拠しないことに同意する。

(iv) 前述の全ての確認が成功した場合に、依拠当事者は証明書に依拠することができるが、当該証明書への依拠は、具体的状況および本規約第3条に基づき合理的なものであること。具体的状況により追加の保証が必要と認められる場合には、依拠当事者は依拠することが合理的とみなされるために必要な追加の保証を得なければならない。

(v) 依拠当事者が利用者でもある場合は、依拠当事者は関連する利用規約に拘束されることに同意する。

第6条 使用制限

日本ペリサインタイムスタンプ局対応 認証局から発行される証明書は、危険な環境下における制御装置、機能停止が直接に死亡、身体障害、または深刻な環境被害をもたらすフェイル・セーフ機能を必要とする核施設、航空・通信システム、航空管理、兵器管理システム等での利用または再販用に設計されているものでも、意図されているものでも、また認められているものでもありません。日本ペリサインは、証明書の使用の適切性を評価する責任を負わないものとします。依拠当事者は、証明書を本規約に定める制限を越えて利用し、または依拠しないことに同意します。

第7条 セキュリティの危殆化

依拠当事者は日本ペリサインの書面による事前の承認がない限り、本サービスの技術的な

実装について調査し、妨害し、またはリバースエンジニアリングを行ってはならないこと、ならびに、依拠当事者が本サービスのセキュリティを危殆化させるような行為を意図的に行わないことに同意します。

第8条 証明書の効力

依拠当事者は、適用される法律が許容する範囲で、取引が書面によることを要求される場合、証明書を参照することで検証可能なデジタル署名の付されたメッセージその他の記録が有効であること、および当該メッセージその他の記録が書面でなされ署名がされている場合と同等の執行可能性があることを確認し、これに同意します。適用される法律に従い、デジタル署名または証明書を参照してなされた取引は、証明書が発行される地理的場所またはデジタル署名が生成もしくは利用される地理的場所にかかわらず、さらに認証機関もしくは利用者の営業場所の地理的所在地にかかわらず有効なものです。

第9条 日本ベリサインの保証

日本ベリサインは証明書に合理的に依拠する依拠当事者に対し、以下のことを保証します。

(i) 証明書に含まれ、または引用することにより当該証明書の一部となる全ての情報が、証明書発行時において確認を実施しない利用者情報を除き、正確であること。

(ii) リポジトリに公表されている証明書は、当該証明書において利用者と表記されている個人または組織に対して発行され、当該利用者がウェブサイトから当該証明書をダウンロードするか、または当該証明書を含んでいる電子メールを利用者に対して送信して、当該証明書を受領したこと。

(iii) 証明書の申請を承認し証明書を発行する主体が、当該証明書を発行する時点において、CPS を実質的に遵守していたこと。

第10条 保証の排除

依拠当事者は、日本ベリサインのサービスを自己の責任において利用することに同意します。さらに、依拠当事者は、本規約に特段の定めがない限り、日本ベリサインのサービスがすべて「現状有姿」で提供されることに同意します。日本ベリサインは、明示・黙示を問わず、商品性、特定目的の適合性および第三者の権利を侵害していないことの保証を含め、その他いかなる保証も行いません。本規約第9条に定める保証を除き、日本ベリサインは、提供するサービスが依拠当事者の要件を満たし、そのサービスが中断せず、時宜にかなない、安全または障害が発生しないことを保証せず、そのサービスを利用することにより生じうる結果、または日本ベリサインのサービスを利用して取得する情報の正確性・信頼性についても保証しません。依拠当事者は、日本ベリサインのサービス利用中に、資料

またはデータをダウンロードなどの方法により取得する場合、自らの判断でこれを行うことを了解し、同意します。依拠当事者が日本ベリサインまたは日本ベリサインのサービスを利用して取得したいかなる助言または情報も、それが口頭であるか書面であるかを問わず、本規約において明示的に定められているものを除き、いかなる保証もなされるものではなく、依拠当事者はそのような助言または情報について、自己の判断により依拠するものとします。日本ベリサインは、依拠当事者が第三者から購入する製品・サービスにつき、責任を一切負担しません。

また、日本ベリサインは、TSA の時刻認証業務に関する責任を負いません。

第 11 条 免責

依拠当事者は、日本ベリサインおよび日本ベリサインの請負業者、代理人、従業員、役員、取締役、株主、関連会社および譲受人を、次の事項に関連して発生する責任、請求、損害、費用（合理的な弁護士費用を含む）から免責するものとします。(i) 依拠当事者としての義務の履行を怠った場合、(ii) 依拠当事者による証明書の依拠が特定の状況下において合理的でない場合、または (iii) 依拠当事者が、依拠しようとする証明書につき、有効期間が満了し、または取消されているか否かを決定するために証明書のステータスを確認するのを怠った場合。日本ベリサインが第三者から訴えを提起され、またはそのおそれがある場合、日本ベリサインは依拠当事者に日本ベリサインを免責する旨の確約書の提出を求めることができます。依拠当事者が確約書の提出に応じなかった場合、日本ベリサインは本規約に重大な違反があったとみなします。依拠当事者が日本ベリサインのサービスを利用することに関して第三者から何等かの申立てを受けた場合、日本ベリサインは、当該申立ての防御に参加することができます。この場合、日本ベリサインの弁護士費用は、依拠当事者の負担とします。依拠当事者は、単独で、すべての申立てから日本ベリサインを防御する責任を負います。ただし、申立てられた事項の解決については、日本ベリサインの事前の書面による同意書が必要です。本条の定めは、本規約の解除または取消し後も存続します。

第 12 条 責任の制限

本条は、契約（保証違反を含む）、不法行為（過失および厳格責任を含む）その他法律上の請求に基づく責任に適用されます。

第 13 条 秘密鍵の保護

依拠当事者は、証明書中に含まれる公開鍵に対応する秘密鍵の盗難その他の危殆化（これらの危殆化は発見されないこともありうる）の可能性があることそして盗難等危殆化した鍵がデジタル署名の偽造に使用される可能性があることを認識するものとします。

第 14 条 準拠法

当事者は、本規約が、すべての点において日本法に準拠し、解釈されることに合意します。

第 15 条 紛争解決

本規約のいずれかの事項にかかわる紛争を解決する場合、法的措置を講じる前に、依拠当事者は、日本ベリサインその他の紛争にかかわる当事者に通知して、当事者間で紛争の解決を求めなければなりません。紛争が最初の通知から 60 日以内に解決できなかった場合、当該紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 16 条 分離可能性

依拠当事者は、本規約の条項が分離可能であることに合意します。本規約のいずれかの条項の全部または一部が、無効または執行不能であると判示された場合、当該条項は、本規約の残りの条項に影響を与えず、これらの条項は有効に存続します。この場合、本規約は、本規約を執行可能かつ有効にするために必要な範囲において、また適用される法律が認める範囲で、両当事者の当初の意図に合致するように変更されたものとみなされます。

第 17 条 不可抗力

本規約に定める支払いおよび補償の義務を除き、地震、洪水、火災、暴風、天変地異、戦争、武力衝突、テロ、ストライキ、ロックアウト、ボイコットにより、本規約に定める義務の履行が停止、中断または遅延した場合、何れの当事者も本規約の不履行とはみなされず、これによる責任を他の当事者に対し負いません。ただし、上記の不可抗力事由により影響を受けた当事者は、(i) 他の当事者に速やかにその事実を書面で通知し（ただし、いかなる場合でも当該事実の発生を発見してから 5 日以内）、(ii) 通知された不可抗力事由の影響を緩和するために、その状況において合理的に必要とされる相当な措置をすべて講じなければなりません。さらに、本条に定める不可抗力事由が合計で 30 日間を超えて継続した場合、他の当事者は、本規約を直ちに解除することができます。

第 18 条 有効性

本規約は、依拠当事者が証明書に依拠し、日本ベリサインの CRL 情報に関するデータベースにアクセスしまたはこれを利用する限り、有効なものとなります。

第 19 条 譲渡禁止

本規約に別段の定めがない限り、依拠当事者は、本規約に基づく権利を譲渡または移転してはなりません。依拠当事者の債権者が差押え等の手段を問わず、本規約に基づく依拠当事者の権利を取得しようとした場合、日本ベリサインは、任意に本規約を解除することができます。

第 20 条 独立事業者

本規約の当事者は独立した契約者です。本規約当事者は、他の当事者の代理人、代表者またはパートナーではありません。いずれの当事者も、他の当事者のためにもしくはその代理人として契約を締結したり、他の当事者の義務もしくは責任を負担したり、他の当事者を拘束する権利または権限を持たないものとします。本規約は、当事者間で組合、ジョイント・ベンチャーもしくはパートナーシップを組成することを企図したものではありません。各当事者は、本規約の履行するための費用をそれぞれ負担するものとします。

第 21 条 通知

依拠当事者が日本ベリサインに本規約に関し何らかの通知をする場合は、書面により以下の住所宛に送付されるものとします。

日本ベリサイン株式会社

〒104-0028 中央区八重洲 2-8-1 法務部宛

電話 03-3271-7012

FAX 03-3271-7031

practices@verisign.co.jp

第 22 条 完全なる合意

本規約は、日本ベリサインと依拠当事者との間で意図された取引にかかわる完全なる了解および合意を構成し、口頭・書面を問わず、本規約の主要な事項に関し日本ベリサインと依拠当事者との間でなされた過去および現在のすべての表明、了解、合意または連絡事項に優先します。いずれの当事者も、本規約に明示的に定められていない保証または表明に依拠してはなりません。条項の見出しは、参照の便宜のためだけに挿入され、本規約の一部を構成するものでも、その解釈に影響を与えるものでもありません。